

8 月 定 例 教 育 委 員 会 会 議

日 時 平成20年8月29日 (金)

午後3時00分

場 所 秦野市役所西庁舎3階会議室

次 第

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- (1) 学校耐震化の方向性について (資料なし 教育総務課)
- (2) 平成19年度「文部科学省問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」による秦野市の状況について (// 1 教育指導課)
- (3) 子どもの事件・事故等について (// なし //)
- (4) はだのっ子アワードの実施結果について (// 2 教育研究所)
- (5) 三浦半島歌碑めぐり～夕暮・白秋・牧水の足跡をたずねて～について (// 3 図書館)
- (6) 第26回市民大学(専門学習塾)について (// 4 //)
- (7) 臨時代理の報告について
秦野市立学校管理職の任用について (// 5 教育総務部参事)

4 議 案

議案第23号 平成19年度秦野市一般会計(教育費)決算について

5 協議事項

教育委員会の点検・評価について

6 その他

7 閉 会

平成 20 年 8 定例教育委員会会議録

日 時	平成 20 年 8 月 29 日 (金) 午後 3 時 00 分～午後 5 時 15 分
場 所	秦野市役所西庁舎 3 階会議室
出席委員	委員長 高野 二郎 委員長職務代理者 平野 義耀 委員 宇山 忠男 委員 望月 國男 教育長 金子 信夫
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育総務部長 石井 邦男 生涯学習部長 草山 政義 教育総務部参事 相原 雅徳 生涯学習課長 木村 均 教育総務課長 二階堂 敬 スポーツ振興課長 武井 敏一 学校教育課長 牛田 洋史 図書館長 和田 義満 教育指導課長 教育総務課課長補佐(庶務担当) 諸星 昇 (兼)教育研究所長 高木 俊樹 教育総務課庶務班主査 和田 安弘
傍聴者	1 名
会議次第	別紙のとおり
会議資料	別紙のとおり

委員長

ただ今より、8 月定例教育委員会会議を開催します。
お手元の会議次第に沿って進めます。

まず、前回の定例会会議録の承認についてですが、質問、意見等ありましたらお願いします。

—特になし—

委員長

前回会議録を承認してよろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

前回の会議録を承認します。

次に、教育長報告ですが、報告(3)「子ども事件・事故等について」は個人情報取り扱いされることとなりますので、秘密会での報告としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なし—

委員長

報告(3)については、秘密会での報告とします。

それでは、(3)を除いて教育長から報告をお願いします。

<p>教育長</p>	<p>最初に、夏季休業中の子どもたちや教職員の事業活動について、映像を中心に報告したいと思います。</p> <p>それでは、正面のスクリーンを見てください。</p> <p>—教育長が映像で夏季休業中の子どもたちや教職員の事業活動を説明後、教育長報告6件を報告—</p>
<p>委員長 平野委員 教育指導課長</p>	<p>教育長報告について質問、意見等ありますか。</p> <p>中学生の対教師暴力は、どのような形が多いのですか。</p> <p>注意した教師に対してキレるケースが多いです。教師に対して手を挙げることもあれば、物を投げるなど近くにある物を壊すというケースもあります。</p>
<p>平野委員 教育指導課長 委員長 教育指導課長</p>	<p>刑事事件としたものもありますか。</p> <p>あります。</p> <p>それに対して教師はどのように対応するのですか。</p> <p>非常に難しい問題ですが、中学校の教師では、同じ目線で友達を諭す、説得する、というように生徒を落ち着かせるケースと、教師数人がチームを組み、指導的な強い態度で対応するケースが多いです。</p>
<p>望月委員</p>	<p>小学生の校内暴力行為は、ここ数年、全国的にも増加しているようですが、まだ、神奈川県と全国の数値は出ていないですか。</p> <p>本市の件数は、この資料で平成18年度から平成19年度で、ほぼ2倍になっています。病院で治療を受けた教職員が2名いるようですが、対教師暴力の加害児童は同じ児童ですか。</p> <p>中学校における校外での対人暴力行為が2件ありますが、どのような内容ですか。</p> <p>学校教育法第35条の出席停止について、昨年度、応急的な措置として出席停止とした事例はありますか。</p>
<p>教育指導課長</p>	<p>まず、神奈川県と全国についての数値はまだ出ていません。</p> <p>資料についての分析ですが、昨年度の6年生で課題のある2学級の事例が多かったという状況と、発達障害という診断を受けている児童による些細な暴力があり、数値として件数が倍増したと考えられます。対教師暴力の加害児童は2人で、いずれのケースも教師が顔に暴力を受け、病院で治療を受けたものです。</p> <p>中学校における校外での対人暴力行為について、資料を持ち合わせていませんので、調べさせてください。</p> <p>最後に、出席停止とそれに伴うサポートという状況はありませんが、反省の意味を含めて自宅で学習するケースはあります。</p>
<p>委員長</p>	<p>これは、どのように判断すれば良いのでしょうか。前回協議した「教育委員会の点検・評価について」とも関係しますが、教育委員会、小・中学校は、暴力行為の数値目標としての基準を考えな</p>

教育指導課長

くではないと思います。全体としては、どのような評価をしていますか。

暴力行為の内容を分析すると、暴れる子、キレる子が増加している状況がうかがえます。医療との連携が必要な部分が増えていることから、相談業務、医療関係機関との連携を強めていく必要を感じています。

本市では、個々の事例に1対1に近い状況で支援的な学習や環境改善をねらう「自立支援教室」という事業を独自に実施しています。暴力行為に対しては、このような事業を強化する必要があると考えます。また、数としては、今後、同程度で推移するか、或いは増加する可能性があると考えています。

いじめについては、かなり減に転じています。当然、「ゼロ」を目標に、より一層の取組みを進めなければいけません。各学校における取組み、早期発見、早期対応の成果が表れていると分析しています。

不登校は、微増しています。平成18年度から平成19年度の学年を追った2年間の経過的な分析では、平成18年度小学6年生で9名だったものが、平成19年度中学1年生では26名と増えています。小学校から中学校に進学し、中学生活に馴染めない、友達との信頼関係が築けないという「中1ギャップ」が数字に表れました。小・中学校の連携、接続に着目しなければいけないと考えています。

これらの課題には、その解決に向け、より一層取り組む必要があり、数を減らさなければいけないという認識ですが、数値目標としてはないのが現状です。

委員長

本市は、比較的、小学校と中学校が同じ場所にあるケースが多いです。小・中学校の接続、連続性に、何が問題なのでしょう。

教育指導課長

今年度、教師の人的交流や授業交流など研究を実施している渋沢小学校と渋沢中学校では、良い結果が出ています。

不登校について、小学校では少なかったものが、中学校で多くなったというところでは、多くが友達関係を理由にしています。しかし、統計で一番多いものは、「理由がはっきりしない」というものです。授業の停滞や友達関係を理由に挙げる子どもが多くなりますが、理由がはっきりしないということです。

地理的、空間的に近い学校が多いというのも事実ですが、中学校生活と小学校生活との差異を見ていく必要があります。

望月委員

いじめの発生件数が、小学校、中学校ともに、平成18年度に急増しているのは、「いじめの定義」が変わったことに起因し、全国的にも急激に増加していると思います。平成18年度から平

平野委員

成19年度にかけ、中学校の場合、26.8パーセント減とかなり減っています。いじめ・不登校対策の成果だと思いますが、引き続き努力をしていただきたいと思います。

教育指導課長

方針としては、なるべく警察を入れないようにするのか、積極的に公権力を利用しようとするのか、どちらですか。

平野委員

場合にもよりますが、基本的には警察と連携し、社会全体で子どもを守るという姿勢をとっています。

教育指導課長

全国的な傾向でしょうか。

教育と警察との連携は全国的に話題となっていますが、地域差はあるものの、学校と警察の連携を強化する方向にあると認識しています。

教育長

この問題は、古くて新しい問題です。子どもの外見を厳しく注意すると、なぜ外側だけで判断するのかという話になります。非行に対して力で規制、強制し、隔離することは、教育的な視点からすると疑問に感じます。その子の成育歴や内面の育ちが影響して非行するケースが多く見られ、それは、保護者、地域、社会の責任であることもあります。教師が一律的に叱り、警察に送致するだけでは教育は成立しません。逆に、義務教育の間は指導を優先するべきだという考えもあります。しかし、子どもに寄り添い共感的に自立できるような支援を中心に行うべきで、指導を押しつけることでは子どもは伸びないという考えが大半を占めています。昔の構図と違い、今は少し注意しただけで保護者から学校に話があります。それを受け止める仕組みをつくらない限りは、現場の教員が通常の業務に専念できません。

問題行動、非行に対して、警察に送致しても、必ずしも反省するとは限りません。その子の内面が変わらなければ、結果的にはまた同じことを繰り返します。教員に対しては、感謝ではなく恨みが残ることになり、再会したときに人間関係が非常に難しくなります。指導が子どもに受け入れられる教員と恨まれる教員がいることを考えると、一概に強い指導が良いとは言えませんが、強い指導がないと現場が保てません。この2つをどのようにバランスをとるか、学校現場が困っています。ただ、子どもとの信頼関係や保護者と良い関係をつくらなければ、何も解決しないということは事実です。

アメリカでは、拳銃を携帯した警察官、スクールポリスが校内を巡回し、教員は、問題行動、非行する子どもに対して、ある程度の指導はしますが、従わない場合、教員の職務を超えたと判断ができると、この警察権力に任せます。日本では、教員が本来やるべき仕事を放棄したというような風土があります。

委員長	対応には非常に時間と労力がかかります。問題が起きると、最初は自分で対応しますが、最後は弁護士を入れて解決ということにならざるを得ません。保護者への対応はどうしていますか。
教育指導課長	どのケースでも、すぐに保護者に連絡し、来てもらうようにしています。
委員長	その場合、保護者が学校の対応に納得しないケースは多いのですか。以前は、教員に叱られたら、叱られた子どもが悪いと保護者が子どもを叱ったものです。
教育長	そのような親子関係であれば、子どもは一過性の事件があったとしても復活能力を持ち、反省もできます。学校は何をやっているのかと思われるかもしれませんが、子どもが大きな事件を起こしたとき、保護者が来ない、或いはできる限り来ないようにしたいというケースが結構あります。家庭環境の問題を学校教育で解決しようとしても、学校教育に限界があります。家庭環境まで立ち入って何ができるのかは、教育委員会も含めて社会全体で考えなければいけないと思います。しかし、子どもの人権、保護者の了承がないなどを理由に措置できないこともあり、また、良かれと思って行ったことが処罰されるというような現状もあります。
宇山委員	警察など国家権力に頼ること自体が教育の放棄だという感覚を持っている人がいます。教育委員会は毅然と、現実に対応しないといけません。真面目に授業を受け、勉強する子どもの人権を優先して守るという姿勢が一番必要だと思います。
教育長	問題行動や非行の多い学校では、校長のリーダーシップのもと、時間はかかりますが、頑張る教師が対応してきたケースがほとんどです。警察を呼んだケースは余りありません。
宇山委員	それは場合によります。まず、学校の秩序を維持する、学校の教育する権利を守るという熱意がなければいけません。そのためには、警察というのも選択肢の一つではあると思います。その問題をどのように認識するかです。
平野委員	校長、教頭がこの問題をどのように考え、指導の重点をどちらに置くのか、アンケート調査をするのも良いと思います。
望月委員	警察というのは、あくまでも手段であるわけです。目的は、その子どもをどのように導くのかということです。私が校長であったときは、1つは「教師、生徒の生命や人権の尊重」、2つ目は「集団の秩序の維持」、3つ目は「学習権の保障」という視点から判断してきました。
委員長	1人の生徒を救うために30人の生徒を忘れることもあり得るわけです。学校、教職員が対応できる限界を合意していくことは必要だと思います。

教育長	<p>場合と項目を挙げて、一律に判断できる問題ではなく難しいと思います。教職員が負傷するとか、授業が安心してできないという状況が明らかな場合には、公権力がなければ支えられないということは分かります。しかし、教師は、指導の過程で成果が少しでも見えれば、もう一回粘り強く対応しようという気持ちになります。どのような子でも胸襟を開いて話してみると、実は皆良い子どもたちです。</p>
平野委員	<p>教員は、理想を持ち教職に就いているわけですが、現場で1、2年経験したとき、理想と現実とのギャップを感じることもあると思います。教育委員会が、教員との話し合いの場を設けることも必要かもしれません。現場の声を聞き、教育方針が変わるかもしれません。</p>
教育長	<p>どのような子でも皆良いところがあるのだという気持ちで強い指導をしたとしても、子どもはついてきます。ところが、良いところなどありはしないという考えを持った瞬間に、子どもは反発するのです。教師の子どもへの接し方を物理的に線を引いて、それが教師の限界だとしたら、十分な教育はできないと懸念するのです。</p>
宇山委員 委員長	<p>そのような教員はあまりいないと思います。 経験や指導で教育長が良いと思うような教員に変わっていくということはあるのですか。</p>
教育長	<p>子どもの内面や感情を感じ取れず、感覚が分からない教師がおり、一部の熱血教師、一生懸命関わる教師が頑張っている実態もあります。全て機械的に教員の立場を守るだけで物理的な対応をするということは、逆に方針を誤るのではないかと思います。</p>
宇山委員	<p>以前、南が丘中学校に訪問しましたが、非常に良い学校で、秦野は良い教育をしていると感じました。一方で、これが学校かと疑いたくなるような現状があるとしたら、それに対しては、議論だけではなく、しっかりとした対策をとらなければいけないと思うわけです。</p>
委員長	<p>それで教員が体調を壊し、また、他の子どもたちが忘れられるということはあってはならないことですから、ある程度の指針は示さなければいけません。若い教師が、10年経たなければ一人前にならないなどと待ってはもらえないわけですから、対応の指針は必要だと思います。</p>
平野委員	<p>教育委員会で、ある程度の指針を出した方が良いと思います。そのためには、教師が、実際に子どもと接して、どのように気持ちに変化してきたか、教育委員会での調査が必要だと思います。</p>
宇山委員	<p>基本的に、今の子どもが一番の問題点は、怖いものがないとい</p>

平野委員
委員長

う現状です。怖いものがあれば、多少は制約ができます。その制約をつくる必要があると思います。それが警察力ということもあり得る気がします。

それを生徒に周知することも必要です。

その他にありませんか。

—特になし—

委員長

次に、議案に入ります。「議案第23号 平成19年度秦野市一般会計（教育費）決算について」説明をお願いします。

—議案第23号について、教育総務課長が教育総務部決算、生涯学習課長が生涯学習部決算を説明—

委員長

質問、意見等ありますか。

望月委員

学校安心メール配信システムの導入は終了したのですか。

教育総務課長

まだです。

望月委員

家庭の導入状況、登録率を教えてください。

教育総務課長

学校安心メールについては、携帯電話、パソコン等のメール機能を活用したもので、各家庭が学校へ登録することにより、子どもの安全に関する情報等を一斉配信するというシステムです。

昨年小学校5校、中学校1校で試行し、まだ試行段階です。

携帯電話を持っているが登録しないという保護者が中学校に多く、低いところでは40パーセントから50パーセント、高いところでは90パーセント超となっています。

平野委員

教育総務費に不用額がありますが、不用額は全額を市へ返すのですか。教育委員会での他の事業等への流用はできないのですか。

教育総務課長

必要があれば流用可能な場合がありますが、当該年度で全て返します。当初予算で事業を達成し、その残額が不用額となります。例えば、1つの事業で契約をする場合、入札により金額が安くなります。予算額としてその事業のために配当された金額と契約金額との差額ですから、その予算による目的は達成していますので市へ返還しなければいけません。

平野委員

返還せず、学校の裁量で自由に教育に使えるようにしてはどうでしょうか。

教育総務課長

全ての事業で予算を編成し、その事業を達成した結果、残った金額なので、これについては他の目的では執行できません。

平野委員

どうしてそれができないのでしょうか。

委員長

学校管理費でも教育振興費でも良いです。

平野委員

良い教育をするために、学校が自由に使えるよう柔軟に考えられないのでしょうか。

宇山委員

学校において、特色を出すためには予算が必要だということだと思いますが、特色を出すのであれば、それを事前に予算化すれ

平野委員

ば良いので、自由にとというのは難しいのではないですか。

予算編成時に、特別教育、特殊教育といった項目で増額すると良いのではないかと思います。

教育総務課長

幼稚園では、個性ある幼稚園教育について予算化しています。学校も同様に予算化することは可能だと思います。しかし、不用額は、当初見積もった事業費が、結果として残ったものです。

宇山委員

予算を編成、査定するときに、学校ごとの事情を考慮し、個性に応じた予算を認めない限り難しいです。

平野委員

教育委員会から市長に、各学校が特色ある教育をできるように増額を申し入れることも必要です。

教育長

教育予算は、厳しい財政状況の中で編成しています。これだけ不用額が出ると、随分余っているというイメージを与えますが、そうではありません。

委員長

中学校費保健給食費の執行率は99パーセントですが、食材費の高騰で今年は100パーセントという可能性はあるのですか。

学校教育課長

保健給食費は、給食調理業務の委託経費などで、食材費は含まれていません。食材費は保護者の実費負担です。

委員長

実費負担であれば、食材費の値上がりによって、給食費を上げるのですか。

学校教育課長

小学校の学校給食会で現状を踏まえながら、給食費の値上げを含めて、これから検討していきます。

委員長

文章で決算の評価が記載してありますが、評価というよりは、一方的な感想のような気がします。

例えば、2ページで、いじめ・不登校対策事業の推進の中で、「『小学校巡回教育支援相談員』を全ての小学校に配置し、児童生徒、保護者及び教員の相談に応じる体制を作った。さらに、『いじめ・不登校対策班』に2人の指導主事を配置し、各学校の状況把握及び指導を行った。」とありますが、その成果についての記載がありません。また、適応指導教室の充実についても、「学校適応や社会的自立を目指した指導を実施した」とありますが、実施した結果はどうだったのかが分かりません。

どのぐらいの成果があったのかということを出すのが点検・評価ではないかと思います。

教育長

そのとおりです。

委員長

そういうことにはならないですか。

教育総務課長

文章表記については、概要を短く簡潔に記述するため、このような形になっています。

委員長

簡潔な記述と抽象的な記述とは違うのではないのでしょうか。

教育長

教育委員会以外の部局等においても同様な記述だと思います。

望月委員

「私たちの心が見えますか」という不登校に関する発表を聞きました。あの手引書を、不登校の児童、生徒との対応の中で、今後、或いはこれまでの活用実績、周知方法等を教えてください。

2点目は、40周年を迎えた自動車文庫について、現状を教えてください。

3つ目は、生涯学習課の事業で、ふれあい合宿は、大変良い成果が生まれているようですが、地域社会にとってのメリットをどのようにつかんでいるのか教えてください。

教育研究所長

1点目の不登校対策の手引書については、昨年度の発表の後、手引書の作成に関係した教諭が、各学校何人かいますので、周知を行いました。いじめ・不登校対策班の2人の指導主事が、不登校の子どもの状況を各学校に赴いて、今後、どのような支援等が必要かを担当教諭と面談し、ケースとして検証するという作業を行っています。

望月委員

その検証というのは、どこですか。

教育研究所長

13小学校、9中学校の中で、不登校の児童、生徒の届出がある学校を抽出し、その学校に赴いて検証しています。

望月委員

それを聞いて安心しました。具体的に検証すると、活用の改善点などがさらに見えてくると思ったのです。ぜひ全体的に検証し、有効な活用をすることで、今のいじめ・不登校対策の大きな施策の1つになるのではないかと思います。

図書館長

自動車文庫も40周年を迎え、その内容は27ページの(82)図書館活動費に記載があります。昨年の自動車文庫の実績で、利用者数は延べ2,888人です。貸出図書数は、1万101冊で、それほど大きいものではありません。ただ、40年の歴史の中で、図書館へ来ることが困難な方の利用が多く、貸出数的には少ないですが、大切な事業だと思っています。

生涯学習課長

ふれあい合宿についてですが、参加者が地域の中で増えているということから、地域で子どもを育むという状況が図れつつあると感じています。地域の参加者は、もらい湯を協力いただく家庭は当初6軒でしたが、今年度は12軒に増えています。

地域の個人ボランティアは当初ゼロでしたが、今年度6名協力いただき、少しずつ地域の連携が図れつつあると思います。

委員長

宇山委員、企業の決算はこんなに時間がかかるものですか。

宇山委員

企業の決算はわりと簡単です。間違いがないか、利益が出ているかという点を見るわけですが、これは数字より内容を見るので、少し違うと思います。

委員長

いつも思うのですが、こんなに時間がかかるものですか。

宇山委員

企業の決算は、決算が終わって2か月以内に、税務署に決算書

生涯学習部長	を提出しなければなりません。
	通常、企業は、3月末或いは9月末などに締めがあります。公会計は、3月末で終わるのですが、その後、出納整理期間が2か月間設けられます。旧年度の会計処理は、5月末に閉鎖されることになり、そこから決算について事務を処理するため、6月の議会には間に合わないのです。
委員長	わかりました。 その他にいかがですか。
	—特になし—
委員長	それでは、「議案第23号 平成19年度秦野市一般会計（教育費）決算について」原案のとおり可決することに異議ありませんか。
	—異議なし—
委員長	よって議案第23号は、原案のとおり可決されました。 続いて、協議事項に入ります。「教育委員会の点検・評価について」教育総務課長から説明をお願いします。
	—教育総務課長が「教育委員会の点検・評価について」説明—
委員長 教育総務課長 平野委員	要綱について、前回からの変更点を説明してください。 前回の協議を踏まえ、第2条、第3条を変更しています。 これからの予定はどうなっていますか。
委員長 教育総務課長	9月以降、11月頃までに事務局として点検を実施し、それがまとまり次第、教育委員会で点検・評価を行い、全体をまとめて、外部に意見を聞きながら、最終的には1月、2月の教育委員会で報告書としてまとめ、3月議会で報告書を提出する予定です。
望月委員	教育委員会事務局では、課長等が点検するのですか。
教育総務課長	体制として組織をつくり、点検することを予定しています。
委員長	今回の資料は、大変良くなったと思います。点検・評価の対象を（1）、（2）に絞ったことは良いと思いますが、評価の項目、内容、評価表をどのようにするのかという問題があります。
	次に、点検・評価の進め方ですが、事務局での点検後、学識経験者から意見をいただくということになるのですか。その後、教育委員による点検・評価となっていますが、教育委員の点検・評価後に学識経験者の最終的な評価があるのではないですか。
教育総務課長	9月から11月に事務局としての点検後、教育委員会で全体を点検・評価し、その後に外部意見をもらうという予定で進めたいと思っています。
委員長	教育委員会の点検・評価後に外部の学識経験者の評価をもらうということであれば結構です。
教育長	他の神奈川県内市町教育委員会でも、法改正の理念を具現化す

るような制度や評価システムがどこまでできるか、かなり苦慮しているのが現実です。この会議の活性化、現場、或いは活動の実態を見てもらうこと、特に教育委員の自己評価をどこまでできるか、限られた時間と責務の中で点検、評価を実施することになります。単に事務事業の評価であれば、実際に行政評価として実施していますが、何を評価するのか、現実的には非常に難しいです。

ただ、神奈川県教育委員会は、6月に教育委員会の点検・評価報告書を提出していますが、秦野は秦野で独自の、より良い評価ができればと思っています。

委員長

私は、秦野が特に取り組もうとしている重点項目について評価をするという方法は良いと思います。評価した上で、今後対象を広げて、具体的な評価につなげていくという段取りで、前回の話と比べると、すっきりしていて良いと思います。ただ、心配なのは、今後どのような項目でどのような評価表をつくるのかです。教育委員の評価、自分自身の評価はどのようにすべきか分かりません。その次は学識経験者ですが、予定はあるのですか。

教育総務課長

事業、施策全体という点検だとすれば、ある面では行政評価とリンクできるわけです。教育をよく知っている外部評価委員を入れることで、行政評価制度が活用できないか、調整しているところでは。

委員長

目的のゴシック体表記で、「教育委員会自らが事後にチェックし、その活動を充実するとともに、」とありますが、充実するだけではなく、「改善」することも必要です。

その他にいかがですか。

—特になし—

委員長

それでは、ただ今から秘密会としますので、関係者以外の退室を求めます。

[午後5時15分]

—関係者以外退室—

[削 除]

委員長

以上で8月定例教育委員会会議を終了します。

[秘密会午後5時40分終了]